

保育施設の利用申込に関する確認書

*内容をご確認いただき、□にチェックしてください。

【申込みについて】

<input type="checkbox"/>	<p>・保育施設（保育所、認定こども園(2号・3号)、小規模保育施設）は、保護者の仕事や病気等の理由により、保育を必要とするお子様を保護者に代わって保育する施設です。 <u>保育を必要とする事由がなくなった場合は、退所となります。</u> 認定こども園の場合は、1号認定に変更が必要です。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・仕事がお休み等で保育を必要としない日は、利用できません。また、勤務終了後は速やかなお迎えをお願いします。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・提出された書類の返却、コピー等は一切できません。控えが必要な場合は、提出前にコピー等をしてください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・書類の内容に虚偽等が判明した場合、入所決定や給付認定を取り消す場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・入所決定後に入所をキャンセルすると、次月以降の入所調整において優先順位が下がります。<u>キャンセルが無いようにお申込みください。</u>また、転園は現在利用中の施設の退園とあわせて決定します。<u>決定した転園先をキャンセルすると利用できる施設がなくなるのでご注意ください。</u></p>
<input type="checkbox"/>	<p>・<u>見学は必ずお子様と一緒にこなしてください。</u>見学していない場合は、利用調整の対象とならない場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・入所後、お子様が環境に慣れるための「慣らし保育」があり、短時間での保育となります。期間については、お子様によって個人差がありますが、約2～4週間程度かかります。なお、<u>入所日より前に慣らし保育をすることはできません。</u></p>
<input type="checkbox"/>	<p>・お子様を安全にお預かりするため、健診の結果等について市の関係機関に照会するとともに、入所希望施設に情報を提供する場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・<u>保育認定（2号・3号認定）と教育認定（1号認定）を重複して申請することはできません。</u>契約にかかるトラブル等を避けるためにも、事前に各施設とご相談ください。 ※保育認定（2号・3号）の申込みをして保留となり、教育認定（1号）で入園した場合、<u>保育認定の申請は取下げとなります。</u>継続して申請するには、<u>手続きが必要です。</u></p>
<input type="checkbox"/>	<p>・収集したマイナンバーは、児童福祉法による保育の措置に係る費用の徴収に関する事務及び子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付認定に関する事務（保育料及び支給認定決定時の税情報照会や障がい者手帳情報など）に使用します。</p>

【利用調整について】

<input type="checkbox"/>	<p>・保育の必要性（保育が必要な程度）を利用調整点数表により点数化し、優先順位を決定します。優先順位の高い方（家庭等での保育がより困難と認められた方）から、希望施設の順に入所の可否を検討します。どの施設でも受入れが困難な場合は「入所保留」となります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・利用調整の結果は、入所を希望する月の前月の20日以降を目安にお知らせします。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>・利用調整において保留となった場合、年度内（翌年3月まで）に限り、翌月以降も継続して入所調整を行います。なお、保留通知は最初の利用調整月のみ送付します。<u>また、翌年度（翌年4月以降）の入所は別途申込みが必要です。申込みの受付期間にご注意ください。</u></p>

【利用者負担額について】

<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担額（保育料）は、原則として1か月単位となります。登園日数による利用者負担額（保育料）の日割りはありません。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担額は、原則、保護者（父母）が算定対象者となります。なお、保護者の市民税が非課税の場合、祖父母や内縁者等の児童の家計の主宰者が算定対象者になる場合があります。また、申請書に記載のない同居人等がいる場合、遡って利用者負担額が変更となることがあります。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等が確定申告をしていない場合や海外で収入を得ていた場合など、利用者負担額の算定根拠となる市民税額を確認できない場合、最高額での算定となります。 所得に応じた利用者負担額を算定するため、確定申告が未申告の方は、速やかに手続きを行ってください。海外で収入を得ていた方は、収入を証明する書類を提出してください。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹に利用者負担額の滞納がある世帯は、入所希望月の申込期限までに必ず支払いを済ませてください。滞納がある場合、利用調整点数表において減点となります。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 入所後、2カ月を超えて施設の利用がない場合、退所となります。なお、その間も利用者負担額は納付する必要があります。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担額は必ず期日までに納付してください。利用者負担額を滞納した場合、滞納処分（差押え等）の対象となる場合があります。

【その他】

<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 入所後、定期的に保育の必要性（保護者の就労実態等）について継続して調査を行います。保育の必要性が確認できない場合、施設を退所となる場合があります。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 「妊娠・出産」要件でお申込みの方 現在、保育施設を利用していない児童が妊娠・出産を理由として保育施設を利用できる期間は、<u>産前産後8週のかかる月までです。</u>その後、求職活動要件や育児休業要件に変更しての保育所等の継続利用はできません。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 「求職活動」要件でお申込みの方 入所した月を含めて3カ月以内に就労し、就労開始前月の15日までに「就労証明書」と「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。なお、<u>3カ月以内に就労ができない場合は、退所となります。</u>

※本確認書は、コピーを取り、原本は市で保管します。

保護者署名欄	<p>以上のことを確認（同意）のうえ、保育施設の利用申込を行います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名 _____</p>
--------	--